

## 自記高度計の登録および型式認定に関する規程

制定 2003年6月20日 理事会

### 1. 目的

社団法人 日本ハンググライディング連盟（以下、JHFと略す）は国際航空連盟（以下、FAIと略す）スポーツ規定に準拠し、使用が認められる Barograph（以下、自記高度記録計を「自記高度計」と略する）に型式認定番号をつけ、また精度の維持確認を主目的として登録制度を制定し、運用を図るため本規程を定める。

### 2. 登録

#### A. 一般

- (1) FAIスポーツ規定に定める競技、記録または記章飛行の証明に使用する自記高度計は、本規程より登録されたものでなければならない。ただし海外で、その国のNAC又は公式立会人が認める場合を除く。
- (2) 電子式の自記高度計は、本規程3.に定める型式認定を受けた自記高度計と同一型式の自記高度計でなければ登録できない。

#### B. 登録証明

- (1) 属書類を審査し、FAIスポーツ規定に定める基準に適合していると認められた自記高度計には登録番号を付し、「自記高度計登録および証明更新簿」(様式 省略)に記載登録する。
- (2) 自記高度計の登録証明は、当該自記高度計の登録申請書 様式1の下欄の登録証明欄にJHFが所定の事項を記入の後、その写しを申請者に交付することによって行われる。
- (3) JHFは、登録手続きが完了した自記高度計に対し、登録番号および型式認定番号のラベルをその番号が見やすく且つ、はがれにくい場所に貼付する。

#### C. 精度証明

精度の証明は、別に定めるJHF指定の検定機関、またはJHFが特別に認めた検定所、または当該自記高度計の製造会社が1年未満前に発行した成績表（検査成績表および誤差補正表を含む）によって行うものとする。ただし、IGC(International Gliding Commission)またはその他のFAI委員会が認めた電気式自記高度計やフライト・レコーダーの場合は2年未満前に発行した成績表によって行ってもよい。

注) 高度の日本または世界記録証明のためには、上記に加え飛行後1ヶ月以内の検定が必要となる。

#### D. 登録番号

登録番号は、個々の自記高度計に付与した固有の番号であり、所有者が替わってもその番号は不変である。登録番号は、下記の配列とし\*印は1001より始まる一連番号とする。

\*\*\* - X、“X”は自記高度計を搭載する航空機(FAIスポーツ規定の定義による航空機をいう)により分類、下記のFAI種別記号を用いる。複数の航空機に使用する場合は、Xを並べて記載する。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 自由気球                     | : A |
| 滑空機                      | : D |
| 模型航空機                    | : F |
| 落下傘                      | : G |
| ハンググライダー<br>(パラグライダーを含む) | : O |
| 超軽量動力機                   | : R |

#### E．有効期間

- (1) 録証明の有効期間は、登録受付日から始まり、検定を受けた日から最長1年までとする。ただし、I G Cまたはその他のF A I委員会が認めた電気式自記高度計やフライト・レコーダーの場合は、検定を受けた日から最長2年までとする。
- (2) J H F指定の検定機関または、自記高度計のその製造会社によって封印された箇所を開封、または封印シール全部が無くなってしまった場合、その時点以降有効期間は無効となる。

#### F．申請手続

- (1) 登録申請書 様式1に本規程2．C項成績表、または同等の当該自記高度計の精度を証明する内容を有する資料のいずれか、原則として原本を添付して申請する。
- (2) 登録申請手続き時、該当する自記高度計をJ H Fに持参し提示することを原則とする。

#### G．申請手数料

- (1) 申請手数料は、1件につき1,000円とする。但し、本規程3項「型式認定」申請と同時に登録申請した場合、本申請手数料は免除される。
- (2) 前項但し書きで本規程3．D(5)に該当する型式認定申請と同時に登録手続きを取っても、登録申請手数料は免除されない。

#### H．証明更新手続

- (1) 登録済みの自記高度計は、更新手続きをとることにより有効期間を延長することができる。
- (2) 更新手続きは、「自記高度計証明更新申請書」様式2(以下「更新申請書様式2という」に成績表または同等の内容を有する資料のいずれか、原則として原本を添付し提出する。この手続き書類は郵送も可とする。
- (3) 合格した自記高度計は、「自記高度計登録および証明更新簿」に記載することにより更新を完了する。J H Fは、提出された更新申請書様式2の下欄に更新の証明を施しその写しを申請者に交付する。
- (4) 更新証明の有効期間は、検定を受けた日から最長1年、ただしI G Cまたはその他のF A I委員会が認めた電気式自記高度計又はフライト・レコーダーの場合は最長2年までとする。
- (5) J H F指定の検定機関または、自記高度計のその製造会社によって封印された箇所を開封、または封印シール全部が無くなってしまった場合、その時点以降有効期間は無効となる。

#### I．登録取り消し

下記各項の何れかに該当する自記高度計は、その事実が確認された時点で登録が取消される。

- (1) 更新手続きを3年間中断した自記高度計。
- (2) F A Iが承認を取消した型式の自記高度計。
- (3) 所有者より登録取り消しの申し出のあった自記高度計。

#### J．書類保管

- (1) J H Fは、登録申請書 様式1、更新申請書 様式2およびこれらの付属書類一式を登録番号毎にまとめて保管する。
- (2) 本規程2．I項に基づき登録取り消しとなった自記高度計の登録関係資料は、登録者に通知の後、1ヶ月の猶予期間をおき、本規程B.(1)項の自記高度計登録および証明更新簿にその理由を記載して処分する。但し、登録者からの要請があれば、成績書の原本のみ本人に返却する。

### 3. 型式認定

#### A. 一般

- (1) JHFは、FAIスポーツ規定に適合している自記高度計を調査選別し、これに該当する自記高度計に型式認定を付与する。
- (2) 型式認定は、電子式自記高度計に限定適用する。この装置の種類判定が困難な場合はJHFが決定する。
- (3) 型式認定されている型式の自記高度計に対して、航空スポーツ種目別分類上の他の種別に属する航空機への搭載がFAIスポーツ規定によって認められた場合、本規程によって、この航空機用としての型式認定を申請すれば、その自記高度計には前に認められている型式認定番号をそのまま用いて認められる。
- (4) Soft Version No.の変更があっても、自記高度計の型式が変わらない限り、型式認定は継続有効である。

#### B. 型式認定

- (1) 自記高度計の型式認定は、JHFが提出された「自記高度計認定申請書」様式3およびJHFの要請に基づいて、JHF指定の検定機関に搬入された自記高度計の検定作業に立ち会い、FAIスポーツ規定および関係書類に指定されている基準に適合していることを確認することにより行う。
- (2) 認められた型式には、認定番号を定め「自記高度計型式認定原簿」(様式省略)にその型式を記載することによって発効する。
- (3) 前項(2)により記載が完了した後、「自記高度計型式認定証」様式4を申請者に交付する。
- (4) 本規程3.A.(3)項による申請の認定は、書類審査のうえ、「自記高度計型式認定原簿」に記載するのみで、自記高度計型式認定証は発行されない。

#### C. 型式認定番号および表示

- (1) 自記高度計型式認定番号は、下記の配列とし\*印は101より始まる一連番号とする。  
但し、従来型(機械式)自記高度計は本規程の適用を受けず\*印を000とする。  
JAA型式 - \*
- (2) 表示は、前項 自記高度計型式認定番号と本規程2.D項の登録番号を下記の配列とする。  
JAA型式 - \*  
\*\*\*\* - X

#### D. 申請手続

- (1) 型式認定を受けようとする自記高度計は、予めその自記高度計製造国において、FAIスポーツ規定に従って承認されていなければならない。
- (2) 申請は、使用開始の45日前までに申請手続きをとると同時に当該自記高度計をJHF指定の検定機関に搬入することを原則とする。
- (3) 「自記高度計型式認定申請書」様式3に下記(a)~(e)項に示す書類および本規程3.E項に示す手数料を添えて申請する。
  - (a) 製造会社のOperational Instruction(原文)の原本、またはその写し
  - (b) 取扱い説明書(日本語)(ある場合のみ)
  - (c) 製造会社の成績表(検査成績表および誤差補正表を含む)
  - (d) FAIスポーツ委員会使用承認書(入手した場合のみ)
  - (e) JHF指定検定機関の成績表
- (4) 型式認定の申請と同時に登録申請をすることができる。同時に申請手続きをする場合、前項(c)および(e)項の成績表は写しでよい。
- (5) 本規程3.A.(3)項に該当する申請手続きは、前項(2)、(3)及び(4)に準じて申請する。

E . 申請手数料

型式認定申請手数料は、1 件につき 3 ,000 円とする。但し、前項 D . ( 5 ) による申請は型式認定手数料が免除される。

F . 型式認定の通知

型式認定済自記高度計の型式は、J H F のホームページに掲載する。

G . 書類保管

J H F は、本規程 3 . D 項申請手続の関係書類を、認定証発行日より 1 0 年間保管する。1 0 年間経過後登録者に通知し、その関係書類返却の申し出がなければ処分する。

H . 特例

財団法人日本航空協会が定める規定により、型式登録、新規新規申請、更新申請された自記高度計は本規程に準拠したものと見なし運用を認める。

細則

1. 本規程に明記されていないものは、F A I、C I V L、J A A の規定に準ずる。
2. F A I スポーツ規定が改正されたときは、その規定に従い改正されるものとする。
3. 本規程制定に伴い、2003 年 3 月 11 日制定「パログラフの登録および型式認定に関する規程」は廃止する。

以上